

目黒区業務継続計画＜新型インフルエンザ等編＞
素案に対するパブリックコメントの実施結果について

平成26年9月

目黒区危機管理室生活安全課

1 業務継続計画<新型インフルエンザ等編>素案のパブリックコメント実施状況

(1) 意見募集期間

平成26年5月25日から6月25日まで

(2) 周知方法

- ・めぐろ区報(5月25日号)
- ・目黒区ホームページ
- ・素案閲覧・配布

目黒区総合庁舎1階区政情報コーナー・4階生活安全課、各地区サービス事務所(東部地区を除く)、各住区センター(分室を含む)、各区立図書館

2 意見提出状況

(1) 意見提出者数

区分	計
個人	1
団体	0
議会	2
合計	3

(2) 分野別意見数(一つの意見が複数の分野に該当する場合があります。)

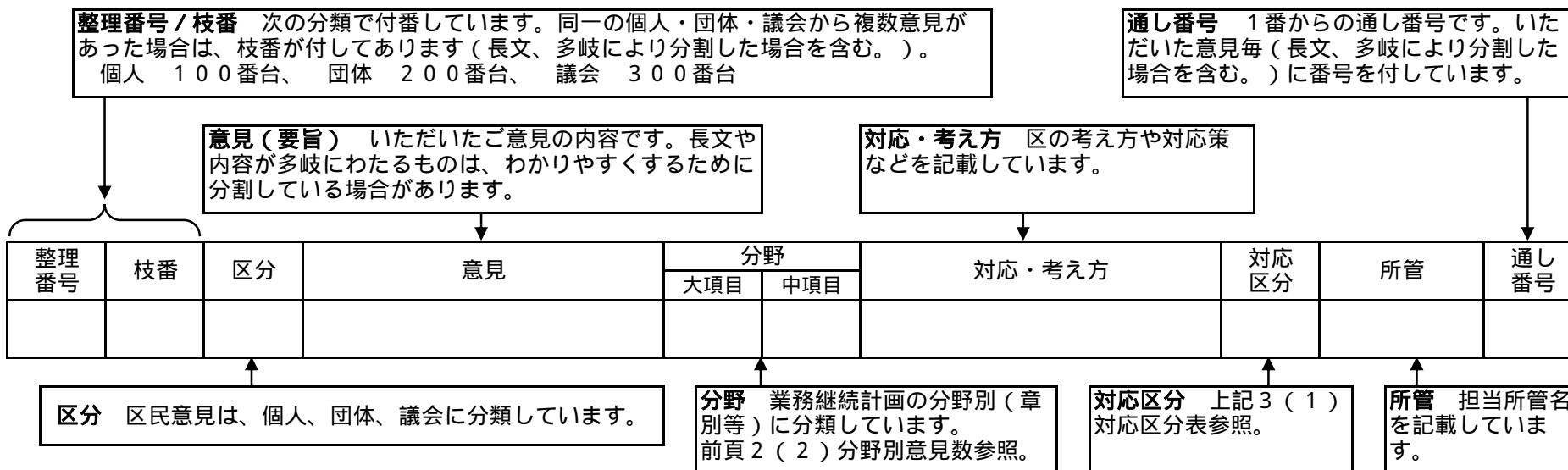
分野別	意見数
1 業務継続計画全体	1
2 被害想定等	0
3 非常時優先業務等	2
4 業務継続のための執行体制の整備	0
5 業務継続のための執行環境の整備	2
6 継続的な改善への取組	0
7 その他(1から6のいずれにも該当しない場合)	1
総計	6

3 パブリックコメントの内容と検討結果

(1) 対応区分表

番号	区 分	件数
1	意見の趣旨は、既に業務継続計画<新型インフルエンザ等編>素案に取上げています。	1
2	意見の趣旨を踏まえ、業務継続計画<新型インフルエンザ等編>素案を修正します。	0
3	意見の趣旨は、今後の業務継続計画<新型インフルエンザ等編>の検討・研究課題とします。	0
4	意見の趣旨に沿うことは困難です。	0
5	業務継続計画<新型インフルエンザ等編>には取上げませんが、マニュアルの整備等計画に定める業務の遂行の中で趣旨を踏まえて努力します。	3
6	業務継続計画<新型インフルエンザ等編>には取上げませんが、マニュアルの整備等計画に定める業務の遂行、他の計画等の中で検討していきます。	0
7	その他(1から6のいずれにも該当しない場合)	2
計		6

【表の見方】



(2) 区民意見と検討結果

整理番号	枝番	区分	意見	分野		対応・考え方	対応区分	所管	通し番号
				大項目	中項目				
101	1	個人	区民の生命や健康のほか、区民生活や社会活動に大きな支障を与えうる事態を想定しての「目黒区業務継続計画（新型インフルエンザ等編）素案」の整備を歓迎します。同素案の内容は、一読して、非常に精緻に検討されており、各段階に応じた具体的な方策がわかりやすく整理され、図表も駆使して示されているなど、区役所担当者及び関係者の深い苦勞が垣間見えました。区民としては、速やかな策定を全面的に応援いたします。	1	-	ご意見等のとおり、計画策定へ向けて全庁的に取り組んでまいります。	7	生活安全課	1
301	1	議会	緊急事態宣言が出されたときに、「不特定多数の者が集まる場や機会を提供する事業」、いわゆる休止事業については、区民に理由などを丁寧に説明すること。	3	-	緊急事態宣言時における感染拡大防止等の都の措置及び区の対応については、「目黒区新型インフルエンザ等対策行動計画素案」に掲載されており、P25の(3)実施方法で、区は都が行う要請に協力し、区民や施設等に対し周知を行うこととしています。 ご意見のとおり区民等に対する説明の必要性は十分認識しており、丁寧な対応を図ってまいります。	5	生活安全課	2
	2	議会	高齢者、子ども、障がい者関連事業で、「休止事業」とされたものについて、完全休止で対応できるかという疑問が残る。「縮小事業」として区が引き続き事業に關与する余地を残すこと。	3	-	ご意見の高齢者、子ども、障がい者関連事業については、各所管において適切な範囲で「縮小業務」として既に選定しており、緊急時等に区が引き続き対応できるものとなっております。	1	生活安全課	3
	3	議会	指定管理者や委託業者が運営・管理している事業・施設については、関係する民間事業者などに業務継続計画の策定支援だけでなく、必ず作成するようチェックと指導を強めること。	5	5	ご指摘のとおり、指定管理者や委託された業者が運営・管理している事業・施設が中断すると重大な支障が生じるため、指定管理者や委託された業者が自らの責任において業務継続を図れるよう、各所属において委託業者の継続体制の確認等を行ってまいります。	5	生活安全課	4

整理番号	枝番	区分	意見	分野		対応・考え方	対応区分	所管	通し番号
				大項目	中項目				
302	1	議会	基本方針4 区施設内における感染拡大防止策や職員の健康管理対策を検討する。 職員がゴーグルをしたり、N95のマスクをしたり、ゴミ袋を着たりすると区民に恐怖心を与える恐れがあるため時と場合を考え慎重に行うこと。	5	-	インフルエンザの主な感染経路は、飛沫感染と接触感染であると考えられています。そのため、これらを想定した基本的な感染対策として、手洗い・手指消毒、対人距離の保持、咳エチケット、マスク（不織布製）の着用を徹底することが必要です。 ご意見のゴーグルやN95マスクの着用については、発生時のウイルスの感染力や病原性、国や都の指示等に基づき、区の対策本部において慎重に判断してまいります。また、具合が悪くなった来庁者の介助など、直接接触する場合に防護衣等を着用します。	5	生活安全課	5
	2	議会	N95のマスクはインフルエンザウイルスを防御するのか調査すべき。	7	-	国の新型インフルエンザ等対策ガイドラインの（参考）新型インフルエンザ等の基礎知識では、6 新型インフルエンザ等予防の基本（1）一般的な予防策（P218）で、マスクの着用について次のとおり記載しています。 患者はマスクを着用することで他者への感染を減らすことができる。他者からの感染を防ぐ目的では、手洗い等との組み合わせにより一定の予防効果があったとする報告もあるが、インフルエンザの予防効果に関する賛否が分かれており、科学的根拠は未だ確立されていない。 新型インフルエンザ等発生時に使用するマスクとしては、不織布製マスクが推奨される。 N95マスク（防じんマスクDS2）のような密閉性の高いマスクは、日常生活での着用は想定されないが、新型インフルエンザの患者に接する可能性の高い医療従事者等に対して勧められている。これらのマスクは、正しく着用できない場合は効果が十分に発揮されないため、あらかじめ着用の教育・訓練が必要となる。	7	生活安全課	6